

# 緊急対策「転倒災害防止90日作戦」実施要綱（概要版）

～STOP！転倒災害プロジェクト in 栃木　なくそう 転倒災害！～



栃木労働局

## 1 趣旨

転倒による労働災害（以下「転倒災害」という。）は、全産業において多発しており、休業4日以上労働災害全体のうち2割以上を占め、事故の型の中で最も多く発生している。

転倒災害は、例年、秋から冬にかけて増加する傾向にあり、高年齢労働者ほど被災するリスクが高く、骨折等により休業1か月以上に至るケースは6割を超えることから、栃木労働局及び労働基準監督署では、転倒災害の撲滅に向け緊急の取組みを実施する。

## 2 期間

平成29年10月3日から12月31日までの90日間

## 3 主唱者

栃木労働局及び労働基準監督署

## 4 協賛者

- (1) 独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター
- (2) 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会
- (3) 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (4) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (5) 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

事業者及び各事業場

## 7 主唱者及び協賛者の主な実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 安全パトロール等を実施する。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援・協力を依頼する。

## 9 実施者の実施する事項

- (1) 経営トップによる決意表明
- (2) 転倒災害の発生状況及び安全対策に係る実態把握
- (3) 安全管理体制の確立
- (4) 転倒災害防止に向けた自主的な安全活動の推進
- (5) 安全教育等の充実